

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	岩岡地区 (四ツ塚・下場・前場集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・主食用水稲のほか、野菜栽培が行われているが、後継者が不在である農地が多い。
・農家の高齢化や担い手の不足により、特に急勾配な法面の草刈りが困難である。
・農地が点在しており作業効率が悪いいため、水稲や通常の野菜だけでは収益が見込めない。また、均平の取れていない農地も多々ある。
・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。
・水路やパイプラインが古くなってきており、持続的な農業を目指す上で定期的な修繕や管理などが必要である。
・イノシシやカラス、アライグマ、ヌートリアなどの獣害被害やジャンボタニシが増えている。また、薬に耐性がある雑草などもでてきている。
・燃料や肥料などの資材費が高騰している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲や飼料作物を主要作物としつつ、特産物であるキャベツやイチゴの生産に取り組むと同時に集落内の営農計画を検討する。
・ドローンをはじめ自動草刈り機等の高性能な農業機械を導入し、スマート農業の段階的に開始を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積(上村全体)	65.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に、耕作できなくなった農地などを段階的に集約化していき、農地の団地化や面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・必要に応じて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・次の世代が安心して農業ができるように、パイプラインの再整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落営農組織を維持しつつ、強い農業団体を目指す。 ・作業受託組合へ作業委託と農機具のレンタルなどのサポートを充実させる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・効率化が期待できる作業などは、オペレーターに部分的な委託をすすめる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。